



2019年ITU理事会の結果報告

総務省 国際戦略局 国際政策課	しらえ 白江	ひさすみ 久純
総務省 国際戦略局 国際政策課	ながや 長屋	よしあき 嘉明
総務省 国際戦略局 国際政策課	おおつき 大槻	めみこ 芽美子

1. 概要

令和元年(2019年)6月10日から21日にかけてITU理事会がITU本部で開催された。ITU理事会は全権委員会議(4年に1回開催。ITUの最高意思決定機関。以下、PP。)の会期の間のITUを巡る環境変化に対応するため、活動の進捗や効率的な運営に係る状況の評価や広範な国際電気通信に係る諸課題について検討することなどを任務として毎年開催されるものである。

2019年ITU理事会は、ITU加盟国(193か国)のうち理事国である48か国から373名が参加し、ITUの重要課題について審議が行われた。今理事会の大きな目的としては、①PPにおいて決議・決定され理事会に付託された事項の審議決定及び②2020年から2021年までのITU予算の策定である。

今理事会の議長は、2018年の理事会で副議長を務めたエジプトのElsayed AZZOUZ氏が務める予定であったが、急遽参加が不可能となったため、参加者のうち経験豊富なFabio BIGI氏(イタリア)が代行を務めることで合意した。副議長はSaif BIN GHELAITA氏(UAE)。運営・管理委員会(ADM)の議長はStella EREBOR女史(ナイジェリア)、同副議長はDirk-Olivier VON DER EMDEN氏(スイス)とLindl ROWE女史(豪州)が務めた。

会議には、ITU事務局及び理事国から110件の寄書が提出された。下記2章(1)~(5)の議題については、理事国間に立場の差が見られ、小グループでの非公式会合が早朝及び夕刻に繰り返し開催され、合意に向けた議論が行われた。また、特に詐欺事件及びITU本部建て替えに関しては、ITU事務局からの情報提供が遅いまたは不足しているため、理事国より不満が噴出し、議論が長期化した。

日本としては、ITUに引き続き効率的な運営を求めるとともに、AIのような新課題について過度な国際ルールの作成につながらないよう、各課題に対処した。

2. 主要議題の主な結果概要

(1) 世界電気通信/ICT政策フォーラム(WTPF)

世界電気通信/ICT政策フォーラム(WTPF)は、電気通信環境の変化に伴う規制・政策問題を世界規模で検討することを目的とし、1994年のPPにおける日本提案に基づき設置されたフォーラムであり、2021年に第6回会合(WTPF-21)をジュネーブにて開催することがPP-18で決議されている。今理事会ではWTPF-21をWSISフォーラムと連続して3日間、スイス・ジュネーブにおいて開催すること、テーマを「持続可能な開発に向け新たな電気通信/ICTを動員するための政策(Policies for mobilizing new and emerging telecommunications/ICTs for sustainable development)」とし、検討すべきテーマにはAI、IoT、5G、ビッグデータ、OTT等を含むこととなった。WTPFでは規制に関わる文書を作成することはしないが、コンセンサスにより報告書とオピニオン文書が採択される。また、会合に先立ち4回の専門家会合が実施される予定となっている。

(2) 国際インターネット公共政策に関する理事会作業部会(CWG-Internet)

CWG-Internetでは、全てのステークホルダーに開放されたオープンコンサルテーションを実施している。2019年1月に開催されたCWG-Internet会合では同コンサルテーションで扱う議題について合意に至らなかったことから、今理事会に指針の提供が求められていた。小グループによる議論で、10の提案議題から①インターネットガバナンスに関するキャパシティビルディング、②AI、③インターネット接続性の3議題に絞られ、うち次2回分の2議題を決定するために連日議論が行われた。オープンコンサルテーションは合意文書の作成や理事会への勧告等を行う機能を持たないものの、AIを含めた提案には、今後の議論の拡大に対する懸念を理由に多くの先進国が反対した。「AI」を「新興技術」と書き換えるなどの妥協案を提示したイランに対し、AIを提案したサウジアラビアや同議題を支持するアフリカ諸国



が賛成したものの合意に至らず、結果として次回9月に予定されているCWG-Internetにおいて引き続き議論されることとなった。

(3) 国際電気通信規則 (ITR) の包括的なレビュー

PP-18においてITRの包括的なレビューを実施するための専門家グループ (EG-ITRs) を再度開催する決議が採択されたことから、今理事会にはEG-ITRsに対する付託事項 (Terms of Reference: ToR) を見直し・改訂することが求められていた。ロシア、アフリカ諸国、アラブ諸国からは、ITRの改正を前提とし、またサイバーセキュリティ、プライバシー保護、憲章・条約の改正等、ITRの範囲を拡大する内容を含んだToR案が提出されており、先進諸国からはこれらに対する反対意見が多く出された。連日の議論の後、エジプトが中心となり妥協案を作成した結果、EG-ITRsは2012年改正のITRについて、電気通信/ICTの新たなトレンドや課題を考慮し、条文ごとにその適用可能性や柔軟性に関する検討を行うこと、またそれらの進捗に関する報告書を2020年及び2021年の理事会に、最終報告書を2022年の理事会に提出し、理事会のコメントを付した同報告書をPP-22に提出することが合意された。

(4) ITU本部建物建て替えプロジェクト

2026年に完成を目指しているITU本部ビルの建て替えプロジェクトについて、2016年理事会で総額147百万CHF (スイスフラン) の費用を決定していたところ、PP-18新決議212を踏まえてITU事務局から181百万CHFの見積りが提出された。ローン以上の不足分はスポンサーシップ等で賄うものの、現時点で確定している収入との間に10百万CHFのギャップがある状況で、今後建て替えを進めるかどうか (予算手当として第二次ローン138百万CHF*をスイス政府に申し込むかどうか) が論点となった。

理事国から、スポンサー等による収入見込みが不確定であり、かつ本部建設期間中の代替施設の使用料が見込まれていないことから、ITU事務局のリスク管理の甘さが指摘された。加えて、プロジェクトコスト見積りが、日本も参加する本件に関するアドバイザーグループ (MSAG) への説明と異なっていたことから、MSAGメンバーからも厳しい指摘が行われた。

事務局提案に従いプロジェクトを進めるべきとするアラブ

及びアフリカ諸国と、9月に臨時理事会を開催し、それまでにリスク管理を行うために必要な情報をITU事務局が提供すべきとする欧米及び日本とで意見が分かれ、議論が紛糾した結果、9月27日に臨時理事会を開催し、ITU事務局は2週間前までに理事国が求める情報を理事会に提出することが合意された。

(5) ITU地域事務所における不正事件

2017年、ITUアジア太平洋地域事務所 (タイ・バンコク) の職員による不正行為が発生した。職員は不正調達、情報漏えい、未承認の副業、利害関係者の雇用、配偶者手当の不正受給を行った疑いが持たれている。被害は1.5百万CHFから最大4.9百万CHFと見積もられている。当該職員は2018年7月に懲戒解雇されている。

同事件の加盟国への通知が、ITU事務局が把握してから1年以上経過した後であったこと、また詳細報告も今理事会が初めてであったことから、事務局の対応に理事国から不満が上がった。不正の可能性のある過去10年間の活動を特定すべく、2018年予算の剰余金から110万CHFを使用して金融犯罪専門の外部企業による調査を実施し、事務総局長に対し、2021年理事会に最終調査結果を報告させることとした。

(6) 中小企業のITUへの低負担での参加

PP-18で認められた中小企業のITUへの低負担での参加 (決議209) について、対象となる中小企業の年間売上上限額を理事会で決定することが求められているところ、2019年1月の財政人事に関する理事会作業部会 (CWG-FHR) において、EU上限の57百万CHF/年、ILO定義の50百万CHF/年、世界銀行の定義の15百万CHF/年で意見が分かれ、理事会で議論を行うことになっていた。議論の結果、15百万CHF/年とすることで合意した。新ルールは2020年1月より適用され、該当する中小企業はSMEアソシエイトの資格で、1/16単位の負担で一つの研究委員会に参加可能となる (同一セクター内で複数の研究委員会への参加は認められない)。

(7) 地域プレゼンス強化

PP-18改訂決議25を実施するため、外部コンサルタントの活用がサウジアラビアより提案され、複数の国がそれを

* ローン総額150百万CHFを50年間無利子でスイス政府より借り入れることとなっている。第一次ローン12百万CHFは既に借入済み。

支持した。委託を受けた外部コンサルタントは、ギャップ分析を含む地域事務所/プレゼンスの現在の構造をプロフィールし、組織の有効性/パフォーマンスパラメータの現在のレベルを分析、地域事務所/プレゼンスの望ましい構造のプロファイルを2020年理事会に報告する。費用は50万CHFを2018年予算の剰余金から支出することを決定。

南アジア・エリア事務所設立に伴う地域事務所の設置基準は、未成熟として、事務局から提出されなかった。

(8) ICT指標測定実施体制

PP-18改訂決議131を実施するため、4名のスタッフ及びその費用522,000 CHF/年の追加が事務局より提案された。多くの国の支持を得て、スタッフの追加は認められたがその費用は予算の剰余金から賄うことが決定された。

ICTプライスバスケットにモバイル金融サービスを含めるというコートジボワールからの提案は、統計専門家会合で議論されることとなった。

(9) 衛星ネットワークファイリングのコストリカバリに関する検討

2018年理事会にて理事会決定482に関する専門部会(CEG)が設立された。本部会には非静止衛星網(NGSO)ファイリングに伴うコストリカバリ費用及びそれらに関する決定482の修正、また“超”複雑GSO(処理に非常に多くの時間とリソースを要する)のファイリングに関する検討結果を2019年理事会に報告することが求められていた。

NGSOファイリングに対し、ユニット数に応じて比例した料金、または2段階の定額料金を課すProcedure Bの適用については多くの国が支持し、決定482が修正された。また豪州の提案により、無線通信局(BR)が追加の統計情報を収集すること、またそれらに基づき2022年理事会においてレビューを実施することについても合意された。無線通信規則22条における実効電力束密度(EPFD)制限の遵守を確認するための計算に係る追加的費用の導入(Procedure C)については、世界無線通信会議(WRC-19)で関連する決定が行われる可能性があることから、現時点では修正は行わず、隔年予算承認の際に関連するソフトウェアアップデートによるコストについて別個に検討することとなった。

超複雑GSOのファイリングについては、規制措置はCEGのマンドートの範囲外でありWRCでの決定が必要であることから、無線通信局長に対しWRC-19への報告が指示された。このほか、行政的措置に関して無線通信規則

委員会(RRB)がBRに指示し、BRが主管庁にコンタクトできるようにすること、CEGが新たなToRに基づいて作業を継続することが決定された。

(10) UIFN及びIINに関する現状報告と提案

理事会決定600・601に基づき、ITU事務局はUIFN(ユニバーサル国際フリーフォン番号)及びIIN(国際電話課金カード発行者識別番号)の登録費用・年間費用の徴収並びに指定事業者の連絡先リストの更新作業を行っている。今理事会ではこれらの実施状況が報告されるとともに、各国行政機関(または規制当局)に対し、UIFN・IIN指定事業者の最新の連絡先またはステータスを特定するための支援を提供することが奨励された。さらに、費用徴収等に関して、削除対象のUIFN指定事業者事業者については、各国行政機関(または規制当局)を通じた確認や通知の手続きを行った後、当該事業者に割り当てていたUIFNについてはITUデータベースからその情報を削除し再利用の対象とすること、また費用の未払いがあるUIFN指定事業者については、長期間未払いの状態が続いている場合には、事務局は加盟国に対して債務を回収するために必要な支援を求めることが提案され、承認された。

(11) CWG-FHRの強化

戦略計画等が全て財政に紐付くことから、ITU運営に関わる作業をCWG-FHRに統合し作業部会の数を減らすとともに財政計画と戦略計画等の齟齬を無くすため、CWG-FHRを定める理事会決定563を改正する提案がCITEL各国共同で提出された。各国とも賛同し、ロシアがドラフトを作成し、戦略計画実施状況、予算、人材計画、監査、セクター間調整、テレコムイベント、フェローシップ、倫理、選挙制度を幅広く扱うこととなったが、次期戦略計画策定についてはブラジルから作業量の課題が指摘され、結果、次期戦略計画策定だけは別WG(従前であればCWG-SPF)で扱うこととなった。

(12) MoUの扱い

以前より、事務局による外部機関とのMoU等の締結を米国が疑問視しており同国からは事前に理事会での承認又は締結基準策定を求める提案が出されていた。今回提出された新たなMoUリストでは、中国輸出入銀行とのMoUに対してカナダと豪州からプロジェクト実施にかかる費用が開示されていない点について疑問があがった(事務局より、包括



的なMoUであり具体的なプロジェクトは実施されていない、と回答)。一方で、サウジアラビアから本件はPP-14で結論が出ているとの認識、との発言があった。PP-14以降、理事会でも議論されながら結論が出ておらず、米国もPP-18サマリーレコードを確認し新たな提案を求めなかったことから、議事録に残すこととなった。

(13) 2020-2021年予算と人事計画

以上の議論を踏まえ、事務局提案予算案を微修正し、ITUの2020-2021年の2年予算は、収支均衡の331百万CHF(2018-2019年は325百万CHF)、予算定員数は763名(2018-2019年は748名)とされた。

(14) 将来の会議開催地、日時の決定

○総会、会議

- ・世界電気通信標準化総会 (WTSA) 2020年11月16~27日 (インド・ハイデラバード)

- ・世界電気通信政策フォーラム (WTPF) 2021年5月21~23日 (スイス・ジュネーブ)
- ・世界電気通信開発会議 (WTDC) 2021年11月8~19日 (エチオピア・アディスアベバ)
- ・全権委員会議 (PP) 2022年9月26日~10月14日 (ルーマニア・ブカレスト)

○理事会

- ・2020年6月9~19日 (スイス・ジュネーブ)
- ・2021年6月8~18日 (スイス・ジュネーブ)
- ・2022年5月10~20日 (スイス・ジュネーブ)
- ・PP-22開始前の土曜日

このほか、ITUテレコムワールド2020をベトナムがホストするとの発表があった。



ITU COUNCIL
GENEVA 2019

■写真 2019年理事会参加者による集合写真 (©ITU flickr, "ITU Pictures" 提供)